

平成28年(ワ)第1294号ほか マイナンバー（個人番号）利用差止等各請求事件

【判決要旨】

第1 主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、番号制度を構築し、番号利用法に基づいて原告らの特定個人情報情報を収集、保存、利用、提供等する被告の行為は、原告らのプライバシー権（自己情報コントロール権）を侵害する違憲なものであるとして、被告に対し、①プライバシー権に基づく妨害予防、妨害排除請求として、個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びに被告が保存している原告らの個人番号の削除を求めるとともに、②国家賠償法1条1項に基づき、上記権利侵害により被った慰謝料等の損害賠償を求める事案である。

第3 当裁判所の判断

- 1 憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、情報通信技術が急速に進歩し、膨大な量の情報の収集、保管、加工、伝達等が可能になっている今日においては、何人も、個人の私生活上の自由の一つとして、個人に関する情報をみだりに収集、保管、開示又は公表されない自由又は法的利益を有するものと解される。番号制度が原告らの上記自由又は法的利益を侵害するものであるか否かについては、①番号制度において取り扱われる個人情報情報の秘匿性の程度、②法令等の根拠の有無及び行政目的の相当性、③法制度上又はシステム技術上の不備による情報漏えい、目的外利用等の具体的な危険の有無等に照らし、番号制度の運用によって、みだりに個人に関する情報の収集、保管、開示又は公表が行われる具体的な危険があるといえるか否かによって判断すべきである。

2 個人情報情報の秘匿性の程度

番号制度は、行政機関等において、従来、収集、保有、管理、利用等されていなかった国民個人のプライバシーに係る情報について、新たに収集、保有、管理、利用等するものではないが、番号制度において取り扱われる個人情報、住基ネットにおいて取り扱われる個人情報と比較しても、秘匿性の高いものを含んでおり、その量も多いから、これらが漏えいしたり、目的外利用されたりした場合のリスクは、場合によっては、住基ネットにおいて取り扱われる本人確認情報と比較して高いものとなり得る。そこで、番号制度が、全体として、個人に関する情報の利用等について、必要かつ合理的な範囲にとどまることが担保されている仕組みとなっているか否かについて、慎重に吟味する必要がある。

3 法令等の根拠の有無及び行政目的の相当性

- (1) 番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、いずれも限定列挙の方式で定められており、形式的に法令の根拠に基づいている。
- (2) 番号制度の、行政運営の効率化、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上という目的は、いずれも正当なものである。
- (3) 番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、正当な行政目的の範囲内で行われている。

4 情報漏えい、目的外利用等の具体的な危険の有無

(1) 法制度上の不備の有無

番号制度においては、個人番号の利用や特定個人情報の提供が可能な範囲は明確に限定されており、行政機関等や個人番号利用事務等実施者において、必要な範囲を超えて個人番号及び特定個人情報を収集、保管、利用及び提供することは禁止されていて、刑罰の対象になるなど、目的外利用を防止するための措置がとられている。漏えいについても、個人情報及び特定個人情報を保管、利用等する側から漏えいを防止する措置がとられているとともに、違法な手段による個人番号の取得自体についても、厳重な刑罰をもって禁止されている。特定個人情報の取扱いに関する監視、監督機関として、独立性の高いいわゆる

「三条委員会」として、個人情報保護委員会が設置されており、同委員会には、特定個人情報保護評価の承認、指導及び助言、勧告及び命令、報告及び立入検査等の権限が与えられている。番号制度においては、万が一、個人番号が漏えいした場合であっても、その被害が直ちに生じないような法制度上の措置も講じられている。したがって、番号制度に、情報漏えい、目的外利用等の具体的な危険を生じさせるような法制度上の不備があるとはいえない。

(2) システム技術上の不備の有無

特定個人情報の情報連携については、インターネットから隔離され、厳格なアクセス制御も施されている情報提供ネットワークシステムを使用するから、外部からの不正アクセスといった事態が生じるリスク自体、極めて低い。仮に何らかの理由により、ある行政機関等の情報に外部あるいは内部からの不正アクセス等があったとしても、特定個人情報は各行政機関ごとに分散管理されているから、芋づる式に他の行政機関等の情報を引き出せるものではないし、当該行政機関等の情報についても、基本4情報や個人番号を推知させない情報提供用個人識別符号によるひも付けや暗号化の処理がされており、それが具体的に誰のどのような情報であるのかを特定することは極めて困難である。したがって、番号制度に、情報漏えい、目的外利用等の具体的な危険を生じさせるようなシステム技術上の不備があるとはいえない。

(3) 事故事例について

個人番号の利用開始後、個人番号の指定、通知、利用等の過程で、個人番号又は特定個人情報の過失による漏えい、不正取得、違法な再委託等の事例が発生したが、これらはいずれも法制度上又はシステム技術上の不備そのものに起因するものではなく、専ら人為的なミス（過失）又は不正（故意）に起因するものであり、番号制度の不備によって発生したものということとはできない。番号制度において、システム技術上、名寄せや突合を防止する仕組みが採られ、個人番号が漏えいした場合に、その被害が直ちに生じないような法制度上の措

置も講じられており、論理的あるいは抽象的な可能性という程度を超えて、名寄せ又は突合の具体的な危険があるとは認められない。

(4) 小括

番号制度に法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために個人番号又は特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して収集、保管、開示又は公表される具体的な危険があるとはいえない。

5 結論

番号制度の運用によって、みだりに個人に関する情報の収集、保管、開示又は公表が行われる具体的な危険があるとはいえず、原告らの、個人に関する情報をみだりに収集、保管、開示又は公表されない自由又は法的利益が侵害されているとはいえない。

以上